



○ こんな自転車事故が発生しています！

神奈川県で、女子大学生がスマートフォンを操作しながら電動自転車を運転し、歩行者と衝突。歩行者は脳挫傷などの障害を負い死亡しました。

この交通事故で、大学生に対し、禁固2年、執行猶予4年の有罪判決が出ました。

茨城県で、男子大学生が無灯火で、スマートフォンを見ながらマウンテンバイクを運転し、歩行者と衝突。歩行者は頭を強く打って死亡しました。

この交通事故で、大学生は重過失致死の疑いで書類送検されました。

自転車も事故を起こせば非常に重い責任が課せられます。「自転車だから大丈夫。事故を起こしても大事には至らない。」などということは決してありません。道路交通法上、自転車は車両（軽車両）として位置づけられています。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者に対して、刑事上の責任と民事上の損害賠償責任が発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

○ 自転車での加害者事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

賠償額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、平成20年6月5日判決）
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成15年9月30日判決）
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成19年4月11日判決）
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工（62歳）の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成17年9月14日判決）

(※) 賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

自転車保険に加入しましょう！

～京都府内では自転車保険の加入が義務化されています～